

令和2年度 私立小中学校に通う児童生徒への 経済的支援に関する実証事業に関するお知らせ

1 制度内容について

この制度は、平成29年度よりスタートした、私立小中学校等に在学している児童生徒の授業料を軽減する制度（返還不要）です。年収約400万円未満の世帯（※）が対象となり、予算の範囲内で授業料を上限に年額10万円まで支給されます。ただし、支援を受けるためには、次の要件を満たしかつ文部科学省が実施する調査への協力が必要となります。

※ 年収はあくまで目安であり、実際の補助要件ではありません。

2 対象となる方

対象となる方は、児童生徒の保護者等で次の全ての要件に該当する方です。

※なお本事業は文部科学省の予算の範囲内で実施されます。以下の全ての要件を満たした上で申請された場合でも、支援の対象とならない場合があることを予めご了承ください。

(1) 児童生徒が、私立小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小学部・中学部）のいずれかに令和2年7月1日現在、在籍していること。

本制度の基準日は7月1日のため、7月2日以降に現在の学校に転入された場合は、令和2年7月1日現在、在籍している私立学校が申請先となりますので、ご注意ください。

(2) 児童生徒の保護者等の2019年1月から12月の所得金額の合計額が次のとおりであること。

○保護者等とは以下の全ての方が該当します。

- 1 児童生徒の親（親権者、親権を行う者のいないときは未成年後見人等）
- 2 児童生徒等と同居する祖父母
- 3 1、2の者と同等程度又は同等程度以上に生徒等の授業料を負担する方

○保護者等の①所得金額（源泉分離課税の対象となる所得も含む。）の合計（損失が計上されている所得がある場合、当該所得は0円として計算する。また、雑損失以外の繰越控除の適用がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する。）から②人的控除等の所得控除額合計を減じた額の保護者等の合計額が140万円未満であること（ただし、寡婦控除の適用がある場合は判定額が143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は判定額が147万円未満となります。）。

・令和2年度の課税証明書にて確認します。市区町村の窓口よりを取得してください。

・①について、次の所得の合算となります。

給与所得、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、総合譲渡・一時所得、分離課税の対象となる所得（山林所得、退職所得及び源泉分離課税の対象となる所得を含む。）

- ・ただし、営業等所得や不動産所得等の所得に損失が発生している場合は、当該所得を0円として計算します。
(例：給与所得260万円、不動産所得-50万円の場合は、当該不動産所得を0円と計算するため、所得金額の合計は260万円となる。)
- ・純損失の繰越控除の適用がある場合は、当該繰越控除の適用がなかったものとして、0円と計算します。
- ・雑損失の繰越控除の適用がある場合は、当該繰越控除を所得から差し引きます。
- ・①について、保護者等のいずれかに課税証明書に含まれない日本国外での収入がある場合は申請書別紙により所得相当額を計算します。
- ・②について、人的控除等の所得控除額合計は課税証明書の控除欄で確認します。
- ・②について、原則課税証明書に記載の控除額の合計額がこれにあたります。ただし、市区町村により課税証明書に所得控除合計額の記載がなく、かつ基礎控除（33万円）の記載がない場合があるとのことです。そのような課税証明書の場合は、ご自身で基礎控除（33万円）を含めて控除額を合算してください（控除欄に記載の控除額と基礎控除である33万円を合算する）。

(3) 児童生徒の保護者等の資産保有額の合計が600万円以下であること。

- 保護者等全員（**控除対象配偶者も含む**）の以下の金額を合算した額が600万円以下であることが要件です。
 - ・預貯金（普通・定期）、有価証券（株式・国債・地方債・社債など）、貴金属（金・銀（積み立て購入を含む。）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できるもの、投資信託、タンス預金（現金）、負債（借入金等）
 - ・預貯金や有価証券等の口座を複数保有している場合は合算してください。
 - ・負債がある場合は、負債分を資産保有額から差し引きます（負債の残高証明書等が必要です）。
 - ・株価等の評価額に変動のあるものについては、申請日直近の評価額で判断します（したがって株式口座等の添付書類も申請日直近の残高が確認できるものを添付してください）。
 - ・タンス預金（現金）は自己申告です。

(4) その他

- 児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと。
 - ・このことを証明する書類等の提出は不要です。
- 児童生徒の保護者等が、申請書に付随する誓約書を提出すること
 - ・申請書と合わせて学校より配布します。
- この補助金に付随する実態把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること。
 - ・支援を受けるための条件となります。調査に協力できない場合は、上記（1）から（3）の要件を満たしても、支援を受けることは出来ませんので、予めご了承ください。
 - ・回答内容を学校及び県が確認することはありませんが、（文部科学省が回答内容を確認

認し) 不備等があった場合、後日、県若しくは学校担当者より確認の連絡が来る場合があります。

- ・ヒアリング調査は全ての方が対象になるわけではありません。対象に選定された方には後日連絡が来る場合がありますので予めご了承ください。

3 提出書類について

<提出書類>

- ① 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書
- ② 保護者等の令和2年度の課税証明書のコピー
※保護者等の一方が控除対象配偶者の場合、当該配偶者の課税証明書は不要ですが、その場合、所得金額から所得控除額を減じた額の合計に5万円を加えた額が140万円未満であることが要件となります。
- ③ (保護者等に課税証明書に含まれない日本国外での収入がある場合のみ)
 - ・日本国外での収入を証明できる書類 (政府機関、企業の発行する公的な書類)
 - ・申請書別紙
- ④ 誓約書
- ⑤ 預金通帳の写し等、資産保有額を証明する書類
- ⑥ アンケート調査票

<提出先>

令和2年8月24日(月)までに、法人本部事務局(中学高等学校西校舎1F)へご提出ください。

①から⑤を1つの封筒にまとめ、⑥のみ別封筒に封入してご提出ください(学校の用意した封筒をご利用ください)。

4 支給額・支給方法について

<支給額>

年額 100,000円(上限)

※ 授業料額が100,000円を下回る場合は、授業料額の上限まで支援されます。

<支給方法>

学校が代理受領し、授業料を減額します。

※ 学校より受給資格認定通知書が送付されます。

5 問い合わせ先

学校法人横浜雙葉学園 法人本部事務局

電話番号：045-662-7037